

ベトナム・ハノイ工科大学連携事業 海外「技術人材」採用プログラム

ハノイ工科大学とは

- ▶ベトナム・ハノイ市にある国内トップクラスの国立工科大学
- ▶「機械」「電気」「IT」など幅広い分野を専攻している学生が約 38,000 人在学（2023 年）
- ▶中小企業者との雇用マッチングも実績あり！〔綾瀬市内企業（製造業）〕
- ▶パートナー企業である(株)アイデムが2年間1,000時間の日本語教育を実施(JLPT N3～N4相当)

こんな中小企業者の方に向いています！

- ▶『設計』（CAD・CAM〔AutoCAD や SOLIDWORKS など〕）ができる人材が欲しい。
- ▶『IT』人材を雇用して、社内の生産管理、生産工程などの効率化を進めたい。
- ▶自社の売上トレンドを多角的に分析して、経営戦略の立案などができる人材が欲しい。

日本人での雇用が難しくなりつつある「専門的な知識」が必要な業務を担う「技術人材」を海外の大学から雇用し、自社で更に育成することで「現場力（生産性等）」を高めたい中小企業者向けのプログラムです。

綾瀬市・ハノイ工科大学・(株)アイデムによる連携事業

- ▶令和8年1月26日に3者で「人材育成に関する覚書」を締結！
- ▶綾瀬市にある中小企業者を対象に、経営基盤強化・成長戦略実現に必要な専門的知識を有する海外高度人材（技術人材）を「選び」・「知り」・「雇用」できる仕組みを構築しました。

ポイント①「選び」 企業の成長戦略に必要な人材を優秀な学生から選べます。

ポイント②「知り」 短期のインターンシップを実施し、実際に時間を共有できます。

ポイント③「雇用」 相互がマッチングすれば卒業後、雇用も可能！

- ▶「学生選定」「インターンシップ」「雇用」の手続きは全て(株)アイデムがサポート！

〔市内企業における採用事例の一例〕

業種	採用目的	採用状況
金属プレス	設計(3D・2D)	R6.7月 1名インターンシップ実施し1名採用
精密板金	設計(3D・2D)	R6.7月 1名インターンシップ実施し1名採用
表面処理	IT・メッキ処理応用	R7.9月 現地面接会にて1名採用 R7.7月 3名インターンシップ実施し2名採用
板金	情報分析・プラズマ事業	R7.7月 2名インターンシップ実施し2名採用
製缶	設計(3D・2D)・IT	R7.9月 現地面接会にて1名採用

中小企業者（製造業）でも優秀な学生とマッチング可能。必要なことは「自社の強みをPRすること」また「育てるプロセスを社内で持つこと」です。

裏面もご覧ください

プログラムのイメージ

インターンシッププログラム

▶ 7月に7日間のインターンシップを実施する場合（仮定）

- ① 4月 (株)アイデム・綾瀬市・実施企業にて全体スケジュール確認及び『学生選定』
『学生選定』とは、学生の専攻、大学の成績、TOEIC、卒業年次などが一覧化されたりリストを見ながら『一次候補者』を選ぶことを言います。
※この一次候補者の前段で既に学生のスクリーニングは実施済です。
- ② 5月 『一次候補者』とオンラインにて面談を実施。
ここで『インターンシップ対象者』を選定します。（1名採用の場合2～3名）
※時間とコストが確保できれば実際にベトナム現地（大学）での面談がお勧め。
- ③ 7月 『インターンシップ実施』
7日間のうち、4日間を企業での研修、1日を振り返り発表会・反省会

雇用プログラム

- ▶ インターンシップ後、実施企業と学生双方での意向確認を実施します。
- ▶ マッチングした場合は、学生が卒業後、在留資格申請を行い、入国、雇用契約となります。
- ▶ インターンシップを経て、評価した結果、雇用を見送ることも可能です。

在留資格（業務の範囲）

- ▶ 在留資格は『技術・人文知識・国際業務』になります。
- ▶ 在留期間は「1年」「3年」「5年」（運転免許と同じく継続更新により長期滞在可能）
最初は「1年」が多いが、受入企業の状態（雇用契約内容、業務と専攻の整合性、安定した経営状態）などにより、最初でも「3年」や「5年」が在留期限となることもある。
- ▶ 業務の範囲

区分	主な業務
技術	内容：工学、理学、情報処理などの専門知識を必要とする業務。 具体例：システムエンジニア、プログラマー、機械設計、生産技術、研究開発
人文知識	内容：法律学、経済学、社会学などの知識を必要とする業務。 具体例：経理、財務、人事、総務、法務、マーケティング、企画、営業。
国際業務	内容：外国語の知識や、自国の文化に根ざした感性を活かす業務。 具体例：通訳、翻訳、外国語教師、広報、宣伝、海外取引業務、デザイナー（服飾・室内装飾）。

雇用の支援（令和8年度施策）

▶ 神奈川県 の財政支援

〔高度外国人受入支援補助金〕※公募期間：令和9年2月12日まで
人材雇用時の初期経費の一部補助（補助率 1/3 上限 50 万円）

▶ 神奈川産業振興センター（K I P）の財政支援

※令和9年2月28日までに実施するインターンシップのみ

〔高度外国人材インターンシップ受入費用奨励金〕※令和8年度施策
インターンシップに要する対象経費につき上限 20 万円を交付（1名につき）

▶ 綾瀬市の財政支援

〔綾瀬市外国人高度人材雇用支援補助金〕

上記2点をパッケージ化した本市独自の補助制度（県等補助制度併用可能。詳細は別紙）

〔問い合わせ先〕「綾瀬市 商工振興課 工業担当」までお気軽にご連絡ください
電話 0467-70-5661 メール wm.705661@city.ayase.kanagawa.jp